

# 駐車場保管契約書約款

## 第1条 (車輛の表示)

乙は、その保有する表記登録番号の車輛のみを駐車することができ、その他の車輛は一切駐車させる事ができない。

- 2) 乙は表記の車輛を変更しようとする場合は、予め甲に文書をもって通知し、甲の承認を得なければいけない。車体検査または修理等のため一時代替車を駐車させようとする場合も同様である。但し、甲は必ずしもその申し出を承認するものとは限らない。

## 第2条 (契約期間)

契約期間は表記のとおりとする。以後の契約期間は毎月1日より同月末までの1か月間とする。

但し、1か月前までに、甲乙いずれからも文書による別段の意志表示がないときは、本契約は1か月間自動的に更新されるものとする。その後も同様とする。

- 2) 契約の更新については新規契約書及び覚書等の作成はしない。

## 第3条 (契約期間内の解約)

甲または乙が契約期間中といえども1か月前までにそれぞれ相手方に対し文書による予告をした場合は本契約を解約することができる。

但し、乙は予告に代えて1か月の保管料相当額を甲に支払い即時本契約を解約することができる。

- 2) 甲が駐車場の全部または一部を廃止あるいは休止する必要がある時、甲の解約申し入れと同時に本契約は解約され、この場合、乙は何等の異議なく直ちに車輛を移動しなければならない。

## 第4条 (保管料金)

保管料金は月額表記のとおりとして乙は毎月25日までに翌月分を甲の指定する銀行預金口座に振込んで前納し、振込手数料等は乙の負担とする。

尚、本契約期間中であつても、公租公課の増徴、物価の騰貴、経済情勢の変動、その他の事由により保管料が不相当となった時は甲は乙に対しその増額を請求することができる。

## 第5条 (保証金)

本契約に基く保管料、損害賠償その他乙の債務を担保するため、乙は甲に表記の保証金を差入れる。

本契約が終了した場合は、乙が車輛を引き取り、官庁への手続き終了後、保証金から乙の甲に対する未払債務額を控除した残額を甲から乙に返還する。(但し、無利息とする。)

- 2) 乙は月額保管料が変更された時は、直ちに表記の保証金額を変更後の保証金額に改訂し差入れる。
- 3) 乙の契約違反による契約解除の場合は、保証金の返還はしない。
- 4) 保証金の返還請求権は他に譲渡することができない。
- 5) 保証金の返還請求権は質入その他担保の目的に供する行為をしてはならない。

## 第6条 (駐車場の利用)

乙は甲に車輛の保管を依頼する都度、乙はその車輛の鍵を甲または甲の使用人に移管しなければならない。また、甲または甲の使用人は随時車輛内に立ち入る事ができる。

- 2) 乙の車輛の保管に当たって総て甲の指示に従い、甲は乙の為に特定又は専用場所の指定はしない。

## 第7条 (権利の譲渡)

乙は、本契約上の権利を第三者に譲渡または、これを転貸することはできない。

## 第8条 (甲の免責事項)

甲は、善良なる管理者の注意をもって乙の車輛を保管しなければならない。

但し、地震、火災、水害等の災害、その他甲の責に帰する事のできない事故により乙の車輛に与えた損害並びに盗難(車内の残留品の遺失、盗難を含む)については、甲は責を負わない。

- 2) 甲が乙またはその代理人、従業員関係者その他正当な利用者と認めて車輛を引渡した上は原因何たるを問わず紛争が発生しても甲は何等の責に任せず乙は甲に対し損害賠償請求・異議申立等一切できないことを承諾した。

## 第9条 (乙の損害賠償義務)

乙またはその代理人、使用人、運転者、同乗者またはその他の関係人が故意または過失により、甲の建物・駐車場の諸施設および他の車輛もしくは第三者の身体・財産に損害を与えたときは、乙は自己の責任と費用により損害賠償をしなければならない。

## 第10条 (契約の解除)

乙において、下記に該当する行為があつたときは、甲は乙に対し、予告その他の何等の手續を要せず本契約を解除することができるものとする。

1. 本契約の各条項に違反したとき。
2. 正当な事由なく、管理者の指示に従わないとき。
3. 仮差押、仮処分、強制執行、破産、和議、解散等のとき。

## 第11条 (明渡し及び処分)

本契約の解約または解除の場合は速やかに保管場所変更の手續きを済まし、車輛を搬出すること。

但し、乙がこれを実施しないときは、車輛の出入の如何に拘らず所定保管料金相当の損害金を支払うこと。

- 2) 解約または解除後1か月経過しても乙が車輛の搬出をしない場合、乙が当該車輛の所有権を放棄したものとみなし、甲は随意に処分することができる。

## 第12条 (協議事項)

本契約に定めのない事項については、法令、慣行などに従い、甲、乙協議して定めるものとする。

## 第13条 (特約事項)

車庫証明を発行した場合は1年間解約できない。

万一、1年未満で解約する場合は、残りの月数分の保管料を甲に支払わなければならない。